所管部 (局)・課 県土整備部下水道課

法令名	佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	法令番号	昭和60年条例第22号
手続名	浄化槽保守点検業者の登録の取消し等	根拠条項	条例第14条

浄化槽保守点検業者が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

なお、処分については、違法性の程度、浄化槽管理者全般に与える影響等を総合的に勘案して判断する。

- 1 不正な手段により、浄化槽保守点検業の登録又は更新の登録を受けたとき。
- 2 以下のいずれかに該当することとなったとき。
- (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく 処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 浄化槽保守点検業者で法人であるものがこの条例による登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内 にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が(1)(2)(4)のいずれかに該当するもの
- (4) 法人でその役員のうちに(1)から(3)のいずれかに該当する者があるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員
- (7) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (12)役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に(6)から(12)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- (13)(6)から(12)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

処分其

交付

機関

下水道課

目次

対応

区分

聴聞の実施

2 弁明の機会の付与

処理

機関

下水道課